

ふるさとおやべ応援寄附金返礼品募集要項

1 目的

ふるさと納税制度による本市への寄附の促進と、ふるさと納税を通じて本市の魅力発信や地元産品等のPR、販売促進を図るため、本市への寄附者に対して贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）の提供を行う協力事業者及び返礼品を募集します。

2 協力事業者の要件

協力事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 市内に事業所等（本店、支店は問わない。）がある法人・団体若しくは個人事業者又は、本市に縁のある法人・団体若しくは個人事業者として市長が特に認める者
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
- (4) 小矢部市暴力団排除条例（平成24年小矢部市条例第1号）第2条第1号及び第2号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

3 返礼品の要件

協力事業者が提供する返礼品は、以下の(1)から(4)までの要件を全て満たさなければならない。

- (1) 以下のアからオのいずれかに該当するものであること。
 - ア 市内で生産された農畜産物等。
 - イ 原材料の主要な部分が市内で生産されたもの。
 - ウ 製造又は加工等の工程の主要な部分を市内で行うことで付加価値が生じているもの。
 - エ 本市の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ等。
 - オ 市内で体験又は提供できるサービス。
- (2) 年間を通じて安定的な供給が可能であり、市からの受注後、速やかに発送対応等ができること。ただし、期間限定又は受注生産商品はこの限りではない。
- (3) 食料品については、寄附者へ到着後、一定期間の賞味期限が保証されるものであること。ただし、生鮮食品（鮮度が高く要求されるもの）については、商品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整するなど、商品が適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。
- (4) 次に該当する物品でないこと。
 - ア 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料等）
 - イ アに掲げるもののほか、ふるさと納税に関する総務省からの各種通知の趣旨に反するもの

4 返礼品の価格区分

返礼品の価格区分については、次のとおりとする。ただし、送料は市が負担する。

| 区分 | 寄附金額 | 提供価格（消費税及び梱包料を含む） |
|----|-----------|-------------------|
| A | 10,000 円 | 3,000 円以下 |
| B | 20,000 円 | 6,000 円以下 |
| C | 30,000 円 | 9,000 円以下 |
| D | 40,000 円 | 12,000 円以下 |
| E | 50,000 円 | 15,000 円以下 |
| F | 70,000 円 | 21,000 円以下 |
| G | 100,000 円 | 30,000 円以下 |
| H | 150,000 円 | 45,000 円以下 |
| I | 200,000 円 | 60,000 円以下 |
| J | 300,000 円 | 90,000 円以下 |

5 付帯業務

返礼品等の提供に当たり、下記業務を併せて行うものとする。

- (1) ふるさとおやべ応援寄附金のPR及びふるさと納税ポータルサイトへの掲載のために必要とする返礼品の画像データを提供すること。
- (2) 市が依頼した場合には、パンフレット等の同封にも対応すること。
- (3) 返礼品に対する苦情があった場合は、協力事業者の責任において真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情の内容と対応について市に報告すること。

6 協力事業者の特典

協力事業者に対しては、次の特典を付与する。

- (1) 小矢部市ホームページ及びふるさと納税ポータルサイトの該当ページに返礼品の商品名、画像及び事業者の名称が掲載される。
- (2) 返礼品の発送時に限り、自社商品パンフレット等を同封することができる。

7 個人情報の保護

協力事業者として知り得た寄附者の個人情報は、ふるさと納税の返礼品の送付以外の目的に使用することなく、適正に管理しなければならない。協力事業者に該当しなくなった後も同様とする。

8 申込み方法

申込みは、次の(1)から(4)までの書類を市に提出するものとする。なお、過去に協力事業者の登録申込みを行ったことがある場合は、様式第1号の提出を省略することができる。

- (1) 返礼品協力事業者登録申込書（様式第1号）
- (2) 返礼品登録申込書（様式第2号）
- (3) 返礼品の詳細がわかる資料（写真・パンフレット等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

9 申込みに係る留意事項

- (1) 1 協力事業者あたりの返礼品登録数は 10 品目までとする。ただし、本市との協議において、特に本市のふるさと納税の PR 効果が高いと認められる場合は、品目の追加を行うことができる。
- (2) 申込みのあった協力事業者及び返礼品については、本要項に基づき採用の適否を本市関係部署と審査し、書面により結果を通知する。
- (3) 登録された返礼品を変更又は取り消す場合は、ふるさとおやべ応援寄附金 返礼品変更申出書（様式第 3 号）により速やかに市に届け出るものとする。
- (4) 協力事業者や返礼品が本要項に定める要件を満たさなくなった場合、ふるさと納税制度の変更等により提供される商品が返礼品としてふさわしくないと判断された場合、または当該返礼品の申込みが少ない場合には登録を取り消すことがある。

10 問合せ及び書類の提出先

小矢部市企画政策部企画政策課
〒932-8611 小矢部市本町 1 番 1 号
TEL : 0766-67-1760 (内線 252)
Eメール : kikaku@city.oyabe.lg.jp